

西神納地域まちづくり協議会規約

平成 24 年 3 月 22 日制定

平成 25 年 4 月 24 日改正

(目的)

第 1 条 本会は、西神納地域の住民がつながりを持ち、地域課題や要望を話し合い、支え合いながら地域住民が一体となって、安心して暮らし続けられる地域を実現することを目的とする。

(名称)

第 2 条 本会は、西神納地域まちづくり協議会と称する。

(事務所)

第 3 条 本会の主たる事務所は、神林支所地域振興課自治振興室（村上市岩船駅前 56 番地）に置く。

(事業)

第 4 条 本会は、第 1 条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域の課題解決、地域振興及び住民交流に関すること。
- (2) その他、まちづくりに関し、特に必要なこと。

(構成)

第 5 条 本会は、西神納地域に居住する人をもって構成する。

(役員)

第 6 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 1 名
- (3) 監事 2 名

2 会長、副会長は、運営委員の互選により選出し、総会の承認を得る。

3 監事は、運営委員会において選出し、総会の承認を得る。

(役員の仕事)

第 7 条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故その他やむをえない事情により職務を遂行できないときは、その職務を代行する。

3 監事は、本会の事業及び会計の執行状況を監査し、総会に報告する。

(役員の仕事)

第 8 条 役員の仕事は、2 年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により選出された者の仕事は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期終了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(運営委員)

第9条 運営委員は、集落区長から推薦を受けた者とし、運営委員数は別表のとおりとする。

2 運営委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

3 補欠により選出された運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(代議員)

第10条 代議員は、次の者とする。

(1) 集落区長。ただし、集落区長が運営委員に選出された場合は、その代理者とする。

(2) 集落区長から推薦を受けた者、各集落1名。

2 代議員は、総会において運営委員会が提案する議題を審議し、議決する。

3 代議員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

4 補欠により選出された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第11条 本会の会議は、総会及び運営委員会とする。

(総会)

第12条 総会は、代議員をもって構成する最高の議決機関であり、本規約に定める事項のほか、本会の目的を達成するために必要な事項を審議決定する。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が召集する。

3 通常総会は、毎年度1回開催し、臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は、代議員の過半数から請求があった場合に開催するものとする。

4 総会の議長は、総会において出席代議員の中から選出する。

5 総会は、委任状を含めた代議員の過半数の出席により成立するものとする。

6 総会の議事は、出席代議員の過半数で議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 総会は、この規約に定める事項のほか、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 地域まちづくり計画の策定及び変更に関すること。

(2) 規約の制定及び改正に関すること。

(3) 会長、副会長及び監事の承認に関すること。

(4) 事業計画、事業報告、予算及び決算に関すること。

(5) その他、重要事項に関すること。

(総会の議事録)

第13条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 代議員の現在数及び出席者数

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印し、事務所に備え付けておかなければならない。

(運営委員会)

第14条 運営委員会は、運営委員をもって構成し、会長が必要に応じて召集し、議長となる。

2 運営委員会は、次の事項をつかさどる。

- (1) 本会運営の基本的な事項
- (2) 総会に付議する事項
- (3) 事業の実施運営に関する事項
- (4) 緊急を要する重要事項
- (5) その他必要な事項

3 会長は、必要あると認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

4 運営委員会は、緊急事項を決議することができる。ただし、その決議事項は、次の総会に報告し、承認を受けなければならない。

5 事業実施のための検討組織を設けることができる。検討組織の構成等は、運営委員会で別に定める。

(事務局)

第15条 本会の円滑な運営及び事業実施に資するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局員を置き、神林支所地域振興課職員を充てる。

3 事務局員は、本会の事務及び会計事務を処理する。

(会計)

第16条 本会の運営等に係る経費は、地域まちづくり交付金及びその他収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第17条 本会の事業計画及び収支予算は、運営委員会の承認を得た後、総会の議決を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合においては、会長は総会において予算が議決される日までの間、前年度の予算を基準にして収入支出することができる。

(監査)

第18条 会長は、事業年度終了後、事業報告書、収支決算書及び基金台帳を作成して監事に提出し、その監査を受けなければならない。

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

(規約の変更)

第19条 この規約は、総会において出席代議員の過半数の議決を得なければ変更することはできない。

(書類及び帳簿の備付け)

第20条 本会の主たる事務所には、本会の事業実施に係る書類、収入及び支出に関する証拠書類並びに帳簿等活動に関する全ての書類を備え付け、公開するものとする。

(個人情報保護の取扱い)

第 21 条 本会が各種取組みを推進するため必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、適正に運用するものとする。

(その他)

第 22 条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が運営委員会に諮り、別に定める。

附則

この規約は、平成 25 年 4 月 24 日から改正施行する。

別表 (第 9 条関係)

集 落 名	人 数
南田中	2
牧 目	2
九日市	2
松喜和	2
今 宿	2
大 塚	2
潟 端	1
高御堂	1
小口川	2
新飯田	2
岩船駅前	2
合 計	20